

宮城県企業局経営審査委員会運営要領 (改定案)

宮城県企業局経営審査委員会
令和 3 年 1 月 24 日委員会決定

(目的)

第 1 この要領は、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号。以下「条例」という。）第 28 条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 委員長は、緊急止むを得ない場合を除き、会議の三日前までに議案を添えて、委員並びに当該議事に關係のある臨時委員に、会議の日時及び場所を通知しなければならない。

2 委員長は、前項の規定により会議の招集をしたときは、運営権者に対し、遅滞なくその旨を通知し、会議への出席を求めるこことする。

(欠席の届出等)

第 3 招集を受けた委員及び臨時委員は、事故その他止むを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめ、その旨を会長委員長に届け出なければならない。

(W e b 会議システム利用の可否等)

第 4 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に關係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、W e b 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 W e b 会議システムによる出席は、条例第 26 条第 2 項に規定する出席として取り扱うものとし、W e b 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなつた場合であっても、音声が同時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 W e b 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなつた場合には、当該W e b 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなつた時刻から退席したものとみなす。

4 W e b 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 11 年 6 月 18 日県情公第 42 号総務部長通知）第 4 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(所掌事務)

第5 条例第22条に基づき、委員会が調査審議を行う具体的な項目は、以下のとおりとする。

- (1) 運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果
- (2) 予測困難な環境変化に起因する運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定の内容
- (3) 利用料金の改定内容
- (4) 改築計画書の内容
- (5) 実施契約書（令和3年12月6日付けで締結した実施契約書を指す。以下同じ。）
第80条第2項に定める本事業期間終了時の残存価値の算定内容
- (6) 県及び運営権者の間の紛争内容
- (7) 前号に掲げるもののほか、実施契約書において経営審査委員会による意見を求めることとされている事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本事業等に関し経営審査委員会による意見表明が必要と宮城県が合理的に認める事項（運営権者による情報公開に関する事項を含むが、これに限らない）

(委員の責務)

第6 委員は、中立かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、自己が所属する団体又は自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係のある事案については、その議事に参加することはできない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開等)

第7 会議の公開その他委員会の運営については、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）及び審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成17年4月1日施行）によるものとする。

(事務局)

第8 委員会の事務局は、企業局水道経営課とする。

- 2 委員会の庶務は、企業局水道経営課において処理する。

(外部アドバイザーの出席)

第9 企業局水道経営課及び運営権者が委託した外部のアドバイザーは、それぞれと同一の立場で会議に出席することができる。

(雑則)

第10 この要領に定めのない事項は、委員会が別に定める。